

# 篠崎 進士 法律事務所報



2022年 夏号

- ② 企業の安全配慮義務 所長弁護士 篠崎 芳明
- ③ 司法書士特別研修 副所長弁護士 進士 肇
- ④ 財産開示手続の利用のススメ 弁護士 石黒 三利
- ⑤ 新株発行等における主要目的ルールについて 弁護士 金山 真琴
- ⑥ インボイス制度の開始に備えて 税理士 藤代 節子
- ⑦ 裁判のIT化 2 弁護士 鶴岡 拓真
- ⑦ 入所ご挨拶 弁護士 三井 稜賀
- ⑧ 近況報告



# 企業の安全配慮義務

篠崎・進士法律事務所所長

弁護士 篠崎 芳明



昭和の暴力団は、入れ墨を見せつけ、パンチパーマや派手な服装で、一見して堅気とは違う様相をしていた。脅し方は巧みで、私も何度も脅されたが、その迫力は、演技とすればそれは見事で、怖いと感じない者はいなかったと思う。

この昭和の頃は、暴対法がなかったので、犯罪とまでは言えない暴力団の暴力的要求行為はまさにやりたい放題であった。

私は、昭和50年代から暴力団被害者の代理人として、民事裁判手続により被害の予防と損害の回復をはかる仕事に携わっているが、暴力団に立ち向かうには、最後は警察の助力が必要である。しかし、その頃の警察は、暴力団の不当要求行為について、暴力行為などの犯罪にならない限り民事問題だとして関わりを拒絶した。

そこで私は、暴力団の不当要求行為が民事上は不法行為であることに着目して、裁判所に当該行為の差止めを求める民事保全の申立手続を行い、発令された保全命令書を警察に届けて、警察官職務執行法5条を根拠に警察に現場措置を求めた。

警察は、裁判所の命令に反する行為には厳格に対処したことから、結果として、暴力団の不当要求行為を差し止めることができた。しかし、所詮は個別事案の救済に過ぎなかった。

その後、平成4年に暴対法が施行され、警察は、法の定める暴力的要求行為については中止命令を発令できることとなり、多くの不当要求事案が救済されることになった。

警察はその頃から、警察に救済を求める市民に、不当要求に対しては毅然として明確に拒絶回答をするよう求めるようになった。

しかし、明確に拒絶する対応には、暴力団から暴力的反撃を受けるリスクがある。

例えば、平成16年12月に生じたある大手スーパーでの万引きトラブルがある。万引き犯人（老婆）の孫という暴力団員から、老婆が万引きを発見した警備員により受傷をした（転んで膝をすりむいた。）として、「見舞金を払うなど誠意を示せ。」などと要求された際

に、担当者が、警察の指導どおりに、見舞金などは一切支払わないと明確に要求を拒絶したことから、話し合いはすぐに決裂した。スーパーの担当者2名が交渉場所（ファミレス）から出て、公道を歩行していたところ、後ろから来た猛スピードの車が2人をはね飛ばした。1人はすぐ側にある電信柱に頭を打って即死、もう1人は重傷を負った。その車はそのまま逃げたが、間もなく検挙された犯人は、孫と称する暴力団員であった。

このように、「毅然とした明確な拒絶回答」は、やり方を間違えると思ひもかけない暴力被害を受けるリスクがある。

さて、平成20年3月に労働契約法が施行された。

労働契約法5条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定した。この法律の制定前から、労働者の安全のために事業主が講ずべき具体的な措置は、労働安全衛生法（昭和47年制定）などに多くの規定があったが、労働契約法は、その上であらためて使用者に対して、法律上の義務として「労働者の安全に配慮すべき義務」を規定したのである。

企業の担当者が、反社会的勢力との交渉に関連して、万一にも死傷や発病（不眠やストレスによる心身症など）の傷害被害を受けるときは、企業は、被傭者からは安全配慮義務違反を根拠に法的責任（損害賠償責任）を追及され、社会からはブラック企業として非難を受けるリスクがある。もとより、企業が反社会的勢力の不当要求に応じることは、取締役の善管注意義務違反であり、許されることではない。

私は、反社会的勢力からの不当要求行為に対して、企業が担当者の心身の安全を確保して、不当要求を明確に拒絶する具体策は、リスク対応を弁護士など外部専門家に一任すること以外にないと考える。

企業は、外部専門家を介して、不当要求行為に対して明確且つ毅然と拒絶回答を行うことができ、企業の担当者は、相手方と直接対応することがないから、心身の安全を確保することができるのである。

# 司法書士特別研修

篠崎・進士法律事務所副所長

弁護士 進士 肇



1. 日本司法書士連合会（日司連）の委嘱を受け、2021年から「司法書士特別研修」の講師を担当しています。任期は2023年までの3年間です。今回はこれについてご紹介します。

2. ご存じのとおり司法書士は、不動産登記手続・会社登記手続の代理や文書作成を主たる業務とする法律専門家です。

これに加えて、2002年の法改正により、①司法書士会の会員であること、②法務大臣の指定する所定の研修課程を修了すること、③能力認定試験（認定考査）に合格し法務大臣の認定を受けること（司法書士法3条2項）の3要件を充たした司法書士は、「簡裁訴訟代理等関係業務」（同条1項6～8号）をできるようにになりました。身近な悩み事など比較的少額の民事紛争について、司法インフラの一翼を担う司法書士が担当することにより、多くの人が迅速・的確な法的サービスを受けられるよう期待されています。

3. 上記3要件のうち②の研修が「司法書士特別研修」です。これを受講する人は既に難関の司法書士試験を合格して司法書士会会員として登録を済ませ、要件①を充たしています。そして毎年6月から7月上旬にかけて行われる約80時間にわたる「司法書士特別研修」の課程を修了して要件②を充たし、さらに9月の認定考査を受験して12月に合格すると全要件をクリアし、晴れて、「簡裁訴訟代理等関係業務認定司法書士」となるわけです。「簡裁訴訟代理等関係業務」には、請求額140万円以下（裁判所法33条1項1号）の簡易裁判所における民事訴訟手続の代理を主として、140万円を上限とする支払督促手続、民事保全手続、民事調停手続などの各代理も含まれます。これらはいずれも、民事訴訟等の代理人に就任できるのは弁護士のみとする民事訴訟法54条の例外です。

4. 研修は、基本講義、ゼミナール、グループ研修、模擬裁判、最終講義から成ります。受講生は本当に大変です。彼らは司法書士の本業を日々行う傍ら、1ヶ月半という短い期間に勉強だけのために80時間をつぎ込むのです。しかも決して安くはない費用を負担して研修に参加します。

さらに、各講義につき15分以上参加できないと、やむを得ぬ事情の場合を除いて直ちに離脱させられます。昨年为例言えば、静岡県内から東京の模擬裁判会場（渋谷道玄坂のForum8）に通ってくる受講生2名が、7月3日（土）朝に熱海市で起きた伊豆山土石流災害で東海道新幹線が不通になり参加できなくなるといふことがありました。さすがにやむを得ぬ事情なので、この2名は後に録画による補講を受けて無事研修を修了できました。

また、模擬裁判を除く全講義は大森会場からオンラインで配信

されます。双方向であり、講師は日司連から、全受講生につき一日あたり最低2回当てて発言させるよう求められています。私の担当する受講生は今年は28名でした。みな真剣なので質問するとすぐ反応してくれますが、通信障害などで繋がらないトラブルが起きたりすると、「15分オーバーしたらどうしよう」と講師の側でも心配になってしまいます。こういう場合の対処や講義の補助のために、オペレーターが一人付いてくれているので助かっています。

5. 私たち講師は、グループ研修、模擬裁判、最終講義など約40時間を担当します。受講生も大変ですが、こちらも大変です。講義内容は第1審民事訴訟手続、要件事実、金銭請求訴訟、建物明渡請求訴訟、不法行為訴訟、登記関係訴訟、司法書士倫理など多岐にわたります。模擬裁判でも金銭請求訴訟、建物明渡請求訴訟の2件を取り扱い、弁論準備手続、証人尋問、争点整理、判決作成、裁判上の和解までやります。

時間内にきっちり収まるように、講師は研修教材や講義用レジュメを精読し、板書用のメモなどを作成します。チューターの指導の下に、受講生たちがゼミナールでグループ毎に作成した6通の起案が上がってくるので、これらの講評の準備も要します。最低でも講義に要するのと同じくらいの時間をかけて事前準備をしなければなりません。結構辛いのですが、受講生の反応が良かったり、思いもしなかった面白い質問をぶつけられたりすると大いに報われます。

7時間にもわたる講義でヘトヘトになり、帰りがけに大森や渋谷で喉を潤して帰るのが唯一の楽しみ。昨年はコロナ禍真っ最中でアルコールを提供してくれる店が開いておらず、家飲みで疲れを癒やしました。

6. このようにして6月第1週から7月第1週まで、毎週土曜日（最終週は日曜日も）で計6回。研修が無事修了すると、受講生たちは研修の復習に勤しみ、2ヶ月後の認定考査に向かうのです。昨年担当した24名の受講生の合格率は7割くらい。今年の受講生たちや昨年残念ながら不合格だった人たちは、今頃勉強しているはず。彼らの健闘を期待しています。

7. 実は、認定司法書士になっても簡裁訴訟代理等をやっている司法書士はあまり多くないようです。弁護士との仕事の食い合いになっている面もあり、「認定司法書士」資格はあくまで仕事上のステータスだと割り切っている人も多いです。でもそれでは少し勿体ない。受講生とは今後も情報交換をしながら、登記関連案件や少額紛争案件について私が彼らに相談したり、仕事を依頼したりする関係を続けていきたいと思っています。



# 財産開示手続の利用のススメ

弁護士 石黒 一利



## 1 はじめに

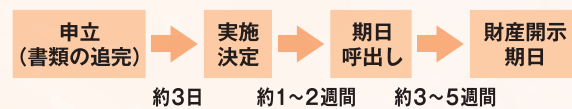
令和3年夏号の事務所報において、令和2年4月1日施行の改正民事執行法で新設された「第三者からの情報取得手続」をご紹介しましたが、今回は、上記改正民事執行法で一部改正がありました「財産開示手続」についてご紹介します。

財産開示手続（民事執行法196条以下）は、これ自体が直ちに債権の回収になるものではなく、判決等を取得し、強制執行をしようとしても、債務者の財産が判明しない場合に、裁判所に財産開示手続の申立てをして、債務者に自ら財産を開示させるという制度です。債権者は、財産開示手続で判明した財産について、改めて強制執行等の手続をとって債権回収を図ることになります。

なお、財産開示手続は、上記改正民事執行法の改正前から存在していましたが、効果があまり期待できないということで実務ではあまり利用されてきませんでした。しかし、後にご紹介するとおり、改正によって財産開示手続は利用しやすくなったといえます。

## 2 財産開示手続の流れ

財産開示手続の流れを大まかにまとめると、以下のとおりとなります。



## 3 申立ての要件

(1) 執行力のある債務名義の正本を有する債権者であること（法197条1項）又は一般の先取特権を有する債権者であること（同条2項）が必要です。

なお、「債務名義」について、改正前は、判決や調停調書等に限られていましたが、改正後は、これらに加え、仮執行宣言付支払督促、執行宣言付損害賠償命令、金銭等の支払いを目的とする内容の公正証書等に拡大しました。

この債務名義の拡大によって、改正後は財産開示手続が利用しやすくなりました。

(2) 債権者が強制執行や担保権の実行による配当等の手続で一部の弁済しか得られなかったこと（法197条1項1号及び2項1号）又は強制執行を実施しても一部の弁済しか得られないこと（同条1項2号及び2項2号）が必要です。

(3) 過去に財産開示をした場合、原則、財産開示手続を申立てた日から3年以内は財産開示手続が実施できません（法197条3項）。

## 4 開示対象となる財産

債務者の財産の全てが開示対象となりますが、裁判所が期日の呼出し時に債務者に送付する「財産目録」の雛形においては、次の項目が記載されています。

- ① 給与・俸給・役員報酬・退職金
- ② 預金・貯金・現金
- ③ 生命保険・損害保険
- ④ 売掛金・請負代金・貸付金
- ⑤ 不動産所有権・不動産賃借権
- ⑥ 自動車・ゴルフクラブ会員権
- ⑦ 株式・債券・出資持分・手形小切手・主要動産
- ⑧ その他財産

## 5 違反の効果

開示義務者が、正当な理由なく、裁判所から呼出しを受けた財産開示期日に出頭しなかったとき、又は当該財産開示期日において宣誓を拒んだとき、財産開示期日において宣誓した開示義務者が正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をしなかったとき、又は虚偽の陳述をしたとき、改正前は、「30万円以下の過料」（注：行政上の秩序の維持のために違反者に制裁として金銭的負担を課すもので、罰金とは異なり、過料に科せられた事実は前科にはなりません。）に処することしかできませんでした。

これに対し、改正後は、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられることになりました（法213条1項5号・6号）。

懲役や罰金は刑事罰ですので、逮捕の要件及び必要性を満たせば、違反者が逮捕される可能性もあり、改正によって、財産開示期日の呼出しを受けても無視すればよいという安直な考えを持つことは許されなくなったといえます。

## 6 最後に

改正前は、財産開示手続の申立件数のうち約40%が債務者不出頭で手続が終了していたそうですが、改正民事執行法が施行されてから、不出頭者に対して、警察も刑事告発を受理しており、刑事事件として処理されている件数も増えています。

また、財産開示期日において、預金が判明したり、給与、つまり就労先が判明したりすることによって、その後に預金債権や給与債権を差し押さえるというケースも実際にあります。

債権回収でお困りのことがありましたら、どうぞお気軽に当事務所でご相談ください。

# 新株発行等における 主要目的ルールについて

弁護士 金山 真琴



## 1 株式会社の新株発行等

会社法199条以下は、株式会社がその発行する株式または処分する自己株式を引き受けるものを募集して行う新株の発行または自己株式の処分（以下総称して「**新株発行等**」）について定めています。

この点、新株発行等は、会社の既存株主に一定の影響を与えます。すなわち、新株発行等により、①既存株主の議決権比率（＝会社経営に対する支配力）が低下するおそれ、②株式の時価総額が変動し、1株あたりの時価が低下するおそれがあります。

このように、新株発行等は、株式会社における資金調達として制度上認められているものの、既存株主の利益に影響を及ぼし得るので、会社法において一定の規律に服します。

## 2 新株発行等に対する会社法の規律

非公開会社が新株発行等をする場合、原則として株主総会の特別決議を要します。他方、公開会社の場合には、定款で定められた発行可能株式総数の範囲内であれば、原則として取締役会の決議によって新株発行等が可能です。この違いは、主として株主の性質の違いによるものです。すなわち、非公開会社の株主は通常、会社の経営支配権にかかわる議決権比率の維持に強い関心を持つので、既存株主の意思を重視して株主総会の特別決議によることが求められます。

一方、不特定多数の株主を擁する公開会社においては、純投資目的で株式を保有する株主も多く、典型的に経営支配権への関心は非公開会社の株主ほど強くないといえます。また、一般に公開会社では所有と経営の分離が進んでいることから、取締役会にある程度幅の広い経営裁量が認められます。それ故、公開会社においては、取締役会の決議による新株発行等を可能とすることで、迅速な資金調達ができるようになっています（※1）。

とはいえ、公開会社においても新株発行等は既存株主に影響を及ぼすことは変わらないので、取締役会の自由裁量というわけではありません。

※1 紙面の都合上割愛しますが、いわゆる有利発行の場合には株主総会の特別決議を要します。

## 3 公開会社における新株発行等（第三者割当て）と議決権比率低下との関係

公開会社が、支配権の移動を伴う新株発行等を行う場合（※2）、総株主の議決権数の10分の1以上を有する株主が異議を述べたときは、株主総会の普通決議を要します。

もっとも、支配権の移動を伴わない場合には、原則どおり取締役会決議による新株発行等が可能となります。取締役会が新株発行等を決議できる以上、現経営陣と既存株主との間で経営支配権に争いがある状況で、既存株主の議決権比率を低下させるために特定の者に対する新株発行等（第三者割当増資）が行われることがあります。

たしかに、会社法は、取締役会決議による新株発行等を制度として認めています。これは、上述した公開会社の株主の典型的な性質から、会社が正当な業務目的（主に資金調達目的）のために新株発行等を行う場合には、既存株主は一定の議決権比率低下をも甘受せざるを得ないと会社法が想定しているように見受けられます。

しかし、現経営陣が、既存株主の議決権比率の低下（裏を返すと現経営陣の支配権の維持）を主要な目的としている新株発行等は、上記の制度趣旨に反するので、原則として会社法210条2号にいう「著しく不公正な方法」（「**不公正発行**」）に該当するとして、既存株主が差止めを請求できるとされています（いわゆる「**主要目的ルール**」）。

※2 新株発行等により、引受人の保有議決権数が総株主の議決権数の過半数となる場合。

## 4 不公正発行の該当性

主要目的ルールは、既存株主の利益保護の必要性和会社の業務上の必要性（資金調達の必要性）とのバランスを踏まえた判断基準ともいえますので、裁判所は個別具体的な事案に応じた柔軟な運用をしてきました（他方で、判断基準が見えにくいという批判もあります）。

したがって、基本的には個別具体的な事案に応じて不公正発行に当たるかの判断がされるものですが、過去の裁判例からは、ひとつの目安として次のことがいえると思われま

す。すなわち、経営支配権の争いが切迫している場合（例えば取締役の選解任を目的とした株主総会が近々に開催されるような場合）において行われた新株発行等は、不公正発行に当たると判断される可能性が高いように見受けられます。これは、取締役の選解任は株主の権利であるという株式会社制度の大前提を歪めるおそれが強いからだと考えられます。

新株発行等が不公正発行に該当するかは非常に難しい問題であり、既存株主の利益の考え方など様々な議論のあるところですので、今後も注視していくべきものと思料します。



# インボイス制度の開始に備えて

税理士 藤代 節子



## (1) 概要

令和5年10月1日から始まるインボイス制度では、消費税の申告をする際に買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。売手がインボイスの登録事業者にならないと、取引先が仕入税額控除を受けることができなくなります。

## (2) 目的

現在は、売手が消費税を納めている課税事業者なのか、免税事業者なのか知る手段がありません。消費税を納めていること、税率が複数あるため買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えることが目的です。具体的には、請求書等に売手と買手の氏名、取引年月日、取引内容、税率ごとに区分した価額と消費税額、適用税率を記載します。

## (3) 影響があるのは

原則の計算方法を採用している事業者です。売手として預かった消費税から買手として支払った消費税を差引いて納付額を計算する際、支払った証明書となるのがインボイスです。簡易課税方式を選択している場合は、売手として預かった消費税から業種毎に定められた仕入率を差引いて計算するためインボイスは不要です。また、一般消費者も制度導入の影響を受けません。

## (4) 登録申請

売手は、買手から求められた場合、インボイスを交付する義務があります。登録事業者となるためには、所轄の税務署長に登録申請書を提出します。既に令和3年10月1日から受付が始まっていて、令和5年3月31日までに提出する必要があります。申請から登録通知を受け取るまでの期間は、e-tax提出の場合約2週間、書面提出の場合は約1ヶ月とされていますが、登録申請期限の令和5年3月31日間際には時間が掛

かるかもしれません。登録事業者かどうかは、国税庁の公表サイトで登録番号の検索により確認することができます。

## (5) 免税事業者はどうするか

店舗や事務所の賃料は消費税の課税対象ですが、一年間の合計賃料収入が1千万円以下であれば、消費税を申告納税する義務がない免税事業者です。しかし、消費税分を賃料として受け取っていることも多く、インボイスの発行ができないと消費税を申告納税していなかったことがテナント側に明らかになります。免税事業者のままでいるか、課税事業者となって消費税を納めることにするのか、納税額や費用負担の検討が必要になります。

## (6) 今から準備しておくこと

制度開始まで1年以上あるため気が早い様に見えるかもしれませんが、すぐに変えることが難しいものもあり、今から準備しておくに越したことはありません。

請求書や領収書に登録番号や適用税率を記載できるよう、既存のレイアウトやシステムを変更しておく、令和5年10月以降にまたがる期間を含む契約書を作成する場合には、制度の開始前でも登録番号等の必要事項を最初から記載しておく、取引先（仕入先）が課税事業者か免税事業者か確認する、免税事業者だった場合の消費税分の取扱いについてどうするか検討しておく等があります。登録番号は、法人は13桁の法人番号の前にTを付けたもの。個人事業者はマイナンバーではないので、事前準備のためには早めに申請し取得することが必要です。

# 裁判のIT化 2

2021年夏号にて裁判手続におけるIT化の現状をご紹介しましたが、さらに進展がありましたのでご紹介します。

日本の裁判手続では、これまで書面を直接交付か、郵送またはFAXで提出していました。この点について、最高裁判所がインターネットの専用サイトで提出できるシステム「民事裁判書類電子提出システム（mints=ミンツ）」を開発し、民事訴訟法が改正されたことによって、PDF形式の書面データを提出できるようになりました。今年の4月21日から甲府地方裁判所と大津地方裁判所で運用が開始されており、6月28日から知的財産高等裁判所、東京地方裁判所の一部、大阪地方裁判所の一部で運用が開始される予定となっています。その後、全国の裁判所で運用を開始し、令和7年（2025年）までに全面的なIT化を目指す予定となっています。

裁判所への書面提出方法がFAXであることをご依頼者に説明すると驚かれることも度々あり、ようやくここまで来たかとの思いです。もっとも、我々が携わってい

弁護士 鶴岡 拓真



る民事裁判の記録には個人情報や企業秘密が多く含まれているため、利便性が向上する反面、情報セキュリティについてより一層注意していかなばと改めて思っています。

なお、最高裁判所がmints操作説明動画をYouTubeで一般配信しており、minsがどのようなものであるかをYouTubeで確認することができます。

### フェーズ1

現行法の下で、ウェブ会議等を積極的に活用する争点整理等の試行・運用を開始し、関係者の利便性向上とともに争点整理等の充実を図る（e法廷の推進）

### フェーズ2

2022年度頃からの新たな制度の開始を目指し、所要の法整備を行い、関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等を実現する（e法廷の更なる推進）

### フェーズ3

さらに、所要の法整備及びシステム構築などの環境整備を行い、オンラインでの申立て等を実現する（e提出、e事件管理の実現）

# 入所ご挨拶

この度、篠崎・進士法律事務所に入所しました、三井稜賀と申します。東京での1年間の司法修習を終え、弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。

そこで、私が弁護士として活動するうえで大切にしたい信念をお伝えすることで入所のご挨拶とさせていただきます。

私が大切にする信念は「誠実であること」、これに尽きます。幼い頃より父から、人から信頼されるためには誠実でなければならないと教えられたことが影響しています。

「誠実さ」の要素は3つ。

一つ目は「謙虚であること」。自分の考えが正しいと独善的に考えてしまうと、周りが見えなくなってしまいます。常に謙虚であることで、自分の考えが本当に正しいかチェックを怠らず、客観的に物事を判断していきたいと思っています。

弁護士 三井 稜賀



二つ目は「正直であること」。弁護士の立場上、時には厳しい意見を申し上げることもあるかと思えます。しかし、状況を正確にお伝えする、これもまた大切な事です。依頼者と正面から向き合い、弁護士としての意見を正しくお伝えすることで信頼関係を築いていきたいと思えます。

最後は「丁寧であること」。法律問題は一般の方にとって馴染みの薄いことも多くあります。疑問があればためらうことなく何度でも私に聞いてください。十分にご理解頂けるようご説明いたします。

以上、身の丈に合わないことを申し上げましたが、篠崎・進士法律事務所の一員として日々精進して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。





### 弁護士 篠崎 芳明

長年担当させていただいてきた警察大学校での新任警部に対する「民事関係をめぐる犯罪（債権）」と題する講義は、約2年間中断していましたが、コロナ禍の終息を受けて再開されることとなり、本年5月31日に大講堂にて、10分間の休憩を挟んで、前後80分ずつ計160分の講義をさせていただきました。体力が持つが少し心配でしたが、若い警察幹部の日本の安全、安心を絶対に守るとの熱い情熱を感じ、却って大きな元気をいただきました。私は、これからも、人権を擁護し社会正義を実現する弁護士の立場から、暴力団等反社会的勢力からの被害の予防と損害の回復に向けて微力を傾注して参ります。



### 弁護士 進士 肇

昨年11月から封印していたランニングを3月に再開。週末にゆっくり5～10kmを走って身体慣らしをしています。はてさてどのレースで復活を果たすか。夏場の暑いのを避けて10月頃にリバイバルレースに出たいなあと物色中です。



### 弁護士 寺島 毅一郎

コロナ前には小学校の給食当番時ぐらいいしマスクなんてしたことがなかったのですが、気付けばもう大分長いこと欠かせぬ外出アイテムになっていて、人は何にでも慣れるものだな、とつくづく思います。



### 弁護士 中山 祐樹

最近、煮豚をよく作るようになりました。ブロック肉にゆっくり火をかけているうちに、柔らかく味のしみた煮豚が出来上がります。煮汁もたくさんできるので、スープにしたり、大根を煮込むのに使ったりと、一度作ると何度も楽しめるのがポイントです。醤油で味付けをせず茹で豚にするのもさっぱりしていて美味しいです。



### 弁護士 鶴岡 拓真

機会をいただいたので大相撲観戦に行ってきました。席が土俵から2列目のいわゆる砂かぶり席であったこともあって、テレビなど比較にならないほどの大迫力で、立ち合いのときに骨同士がぶつかっているような低い音まで聞こえ、力士の目線を追うことができるなど大変貴重な経験をしました。遅ればせながら、観戦後に図書館で大相撲図鑑を借り、大相撲の歴史や文化に触れ、大相撲が日本の国技と言われており、いかに奥深いのか思い知りました。



### 弁護士 三井 稜賀

司法修習の時から始めようと考えていたゴルフ。今年こそはと思っているものの、未だ動き出せず二の足を踏んでおります。週末は、十年來続けているサーフィンにも行かなければならず、かえって平日よりも忙しくなるのでは・・・とも思っていますが、仕事も趣味も全力で取り組む気持ちで毎日を大切に過ごしていきたいです。



### 税理士 藤代 節子

芸能人と遭遇する機会はなかなかないですが、新幹線の入線直後周りに人が増えた気がしたので顔を上げると、某アイドルグループのメンバーとよく似た人が立っていて、近くにいたサングラスを掛けた人も見覚えが。乗った号車は違ったものの降りるときデッキに向かうとサングラスを外したメンバーが。ご一行に紛れ込めホームを歩き、ときどきしながら途中で見送りました。



### 弁護士 杉山 一郎

改正公益通報者保護法が6月に施行されました。指針では顧問弁護士を公益通報窓口とする場合にはその旨を明示することが望ましいとされています。平成28年度の消費者庁の調査では社外通報窓口を設置した事業者の49.2%が顧問弁護士に委託しているとのこと。当事務所でも外部通報窓口を承れますので、ご関心があれば是非お問い合わせ下さい。



### 弁護士 石黒 一利

今年に入ってから、ほぼ毎月行っていたゴルフに行っていないどころか、ゴルフクラブすら握っていません。その割にはしっかりと日焼けをしているので、会う方々に、ゴルフですか？と聞かれてしまいます。先日、年一回の人間ドックを受けたら、ウエストが2cm以上細くなっており、体脂肪率も2%近く落ちていました。ゴルフには行けておりませんが、週末の野球と週一回のジム通いで健康な体は維持できているようです。



### 弁護士 金山 真琴

本年度、東京弁護士会倒産法部の執行部を仰せつかりました。倒産・事業再生業界における法律研究部として今年40周年を迎える組織であり、執行部の末席として一層精進して参ります。本年度は、講演会のリアル・Webによるハイブリッド開催等、難しい問題も多々ありますが、頼りになる先輩方のもと、精一杯頑張りたいと思います。



### 弁護士 清水 恵介(客員)

昨年末ではありますが、中央大学・新井誠教授の古稀記念論文集である『高齢社会における民法・信託法の展開』に、「成年後見制度における法定代理と本人への帰責―障害者権利条約時代下の基礎的考察」と題する拙文を投稿させていただきました。成年後見制度はいよいよ法改正も視野に入り、議論が活性化しつつあります。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。  
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

